

食品安全モニターからの報告（16年2月分）について

食品安全モニターから2月中に、69件の報告がありました。

報告内容	
<意見等（一般報告）>	
・ 食品安全委員会活動一般関係	4件
・ リスクコミュニケーション関係	6件
・ BSE関係	10件
・ 鳥インフルエンザ関係	7件
・ 輸入食品関係	1件
・ 食品衛生管理関係	7件
・ 食品表示関係	9件
・ 容器・包装関係	1件
・ その他	21件
<情報提供>	
・ 自治体の取組み等	3件

（注）複数の分野にまたがる報告については、便宜上いずれかの分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載しております。リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので、併せて掲載しております。

また、BSEや鳥インフルエンザに関する御意見等を多くお寄せいただいております。当委員会といたしましても、ホームページにQ&Aを掲載するなど、今後とも適切な情報提供に努めてまいりたいと考えています。

1. 食品安全委員会活動一般関係

食品安全モニター業務継続のお願い

3月までの任期の食品安全モニター業務を引き続きやらせていただけないか。
（福島県 女性）

食品安全モニター会議について

食品安全委員会からの報告事項等は、最新情報や専門的な知見が得られ、大変参考になりました。来年度のモニター会議では、参加者からの討論・議論の時間を増やすために、後半は分科会方式にすべきだと考えます。

（高知県 男性）

モニター会議に公正取引委員会の出席を

食品安全モニター会議にて、産地偽装や賞味期限の質問が出ました。そこで、この場にある公正取引委員会に出席いただき、公正取引委員会の立場からコメントをいただければ、大変参考になると思います。

(福岡県 男性)

【食品安全委員会からのコメント】

平成15年度の食品安全モニターにおいては、昨年9月から全国470名の方に依頼し、食品の安全性に関する各種報告や、全国各地で開催した食品安全モニター会議への出席等を通じた活動をいただきました。

平成16年度については、改めて2月19日(木)から公募(3月12日(金)終了)を行ったところですが、その選考に当たっては、一定範囲内(定員の半数)で再任を妨げないこととしております。

また、産地偽装や賞味期限等の表示の問題についてですが、基本的に、食品の安全性の確保に関し、直接リスク管理を担う厚生労働省、農林水産省が一義的に対応する問題と考えますが、不正競争の防止という観点から、公正取引委員会も食の安全性の確保に関して関係がある部分もあるため、モニター会議への出席の可否については、今後、検討したいと考えております。

いずれにしましても、食品安全モニター会議等をさらに有意義なものとしていくため、会議の時間配分の問題も含めた運営のありかたについて、皆様からいただいた御意見・御要望を十分踏まえながら改善していきたいと考えていますので、引き続き御協力をお願いいたします。

<その他>

その他、食品安全委員会に対して、以下の意見がありました。食品安全委員会においては、今後とも適正なリスク評価を実施していくよう引き続き努めていくこととしております。

また、関係行政機関に対しても、リスク管理の適切な実施に資するため、当該意見についても回付しております。

なお、政府全体として、消費者に信頼される食の安全の確保に一層の努力をしてまいります。

輸入農作物に対する食の安全問題を考える

日本の消費者が直接口にする輸入農作物は果たして本当に安全なのだろうか。輸入農作物に対する不安を取り除く役割を、食品安全委員会に期待する。

(福岡県 男性)

2. リスクコミュニケーション関係

食品安全委員会にお願い

食品安全委員会の活動を国民に周知してほしい。

(兵庫県 女性)

食のリスコミの意見交換会感想

牛のBSEを含めたオランダ・EUの状況について聴取し、日本の場合も、国民の信頼性を得るよう、迅速・透明・わかりやすく報道することが大切と思った。オランダは企業の食製品の品質に重点を置いているが、日本の状況は違うと思った。

(東京都 男性)

リスクコミュニケーションの方法について

リスクコミュニケーションの推進を図るためには、マスコミ関係の方々に、もっと食の安全についての知識を深めてもらい、積極的な情報提供に取り組んでもらうことが重要であると思う。また、子供たちへの食育にも力を入れていただきたいと思います。

(愛知県 女性)

食の安全の正しい情報を伝えることの大切さ

BSE、鳥インフルエンザと問題が起こるたびに消費者は、迷います。正しい情報を消費者にわかりやすく、新聞・報道機関に提供していただくことを切に望みます。

(愛知県 女性)

食肉の不信・不安と安心・安全

昨年末より、BSE、鳥インフルエンザ、さらには豚にニパウィルス発生と、食肉に関して安全を脅かすニュースが続いている。情報ひとつとっても、受け手の考え方ひとつで不安は増大したり減少したりするわけで、消費者は混乱すると思われる。

(長野県 女性)

テレビ放送による食品安全性管理システムの確立

誤解をしてしまう放送が流れたとき、まちがいを正しいと放送してしまったとき、正しく管理する国のシステムが必要だと思います。食品の専門知識を持った人が、食の安全を管理することが大切です。

(愛知県 男性)

【食品安全委員会からのコメント】

現在、国民の関心が高いBSEや鳥インフルエンザ問題については、食品安全委員会としても、委員会会合の議題に取上げて、関係機関からの報告聴取や専門家による議論等を行い、情報の収集・分析と、正確かつわかりやすい情報提供に努めているところです。

具体的には、委員会会合を公開で開催するとともに、

食品安全委員会のホームページへの分かりやすいQ & Aの掲載

委員によるテレビ番組等での解説

消費者、生産者等幅広い関係者が参加する講演会や意見交換会の開催等を精力的に行っています。

また、マスメディア関係の方との懇談などを通じて、正確な情報の提供にも努めています。

今後とも、様々な機会を利用しながら、国民の皆様には食品の安全性に関する情報を正確かつわかりやすく提供できるよう努めてまいります。

【厚生労働省からのコメント】

正しい情報を消費者等の関係者にわかりやすく提供することは、リスクコミュニケーションに当たって常に心がけるべきことと考えております。消費者の一般的な情報入手方法は、新聞・テレビなどであるといわれており、これらの報道機関を通じて情報が正確にかつわかりやすく提供されることが重要と考えております。

このような観点から、厚生労働省では、報道機関に対する適切な情報提供がなされるよう今後とも努めてまいります。

【農林水産省からのコメント】

食品の安全性などについて、正確な情報を提供していくことは非常に重要であると考えています。このため、マスコミに対しては正確な報道をしていただくために、プレスリリースや記者会見を通じて、正確な情報を提供するとともに、本省、地方機関の各段階において、消費者、生産者、食品事業者等の方々との意見交換と情報提供の実施、ホームページ、メールマガジンを活用した正確でわかりやすい情報の提供により、関係者の方々に直接情報をお届けしています。

また、本省をはじめ各都道府県毎に48ヶ所の消費者相談窓口を設置し、消費者の方々の懸念や疑問への的確に対応できるよう努めています。

今後とも、わかりやすい情報の提供、幅広いの方々との意見交換に努めてまいります。

3 . B S E 関係

広島モニター会議に出席して

B S E 問題が多く取り上げられましたが、私が思うのに日米間で政治の問題もあり我々が心配しなくても、政府、行政機関が色々な面で真剣に取り組んでいる現状があると思うので、冷静に判断し対応していけば、それほど危害が及ぶとは思いません。全く安心とは申しませんが、むしろ食肉業者や流通経路に関心を持ちたいです。

(島根県 男性)

アメリカ B S E 問題について

先日、テレビ番組の中で、アメリカ B S E 問題に関して「へたり牛」の扱いについて食用として破格で売買されているようなことが報道されていた。真実を知りたい。また、輸入再開についても慎重にすべきである。

(愛知県 女性)

B S E 対策での全頭検査の必要性について

B S E 発生から 3 年、危害を再検討する時期にきている。全頭検査にかかるコストをもっと有効に使ってほしい。

(神奈川県 男性)

米国で初めて B S E の感染が確認されたことについて

後々の輸入牛肉に対する信頼を取り戻すためにもアメリカに屈せず、全頭検査の姿勢を崩さないことを政府に望む。同時に食品安全委員会には米産牛を早期解禁するための打開策を講じてもらいたい。

(福岡県 男性)

米国 B S E 問題への対応について

米国 B S E 問題への対応は、最後まで米国の圧力に屈せず、輸入再開の条件に「全頭の検査と危険部位の除去・焼却」という姿勢を貫いてほしいと考えます。

(北海道 女性)

鳥インフルエンザ、B S E 牛の疑いのある食肉の輸入禁止措置について

今回の輸入禁止措置は大変理にかなったものだと思います。よりいっそう食の安全に関して国民を守るというスタンスで進めていっていただきたいと思います。

(茨城県 女性)

牛肉、鶏肉 国産のほうが安全

B S E や鳥インフルエンザで、輸入物は、なんだか食べたくないという気持ちになりました。スーパーでも国産の文字があると、なんとなく安心します。輸入品でも安心して食べられるようになることを願います。

(長野県 女性)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会としては、米国における B S E の発生に対し、正確な事実関係の把握が重要と考え、発生直後、農林水産省及び厚生労働省から委員会の場で対応状況について報告を求めました。同時に、合同調査団への参加、各種海外情報収集など、情報の収集及び分析に全力を挙げております。

また、厚生労働省及び農林水産省から輸入再開について意見を求められること

も想定し、プリオン専門調査会を3回にわたって開催し、米国のBSEに関する国際調査団の団長を招くなど、米国のBSEの状況について議論を深めております。

今後も、米国との協議の状況も踏まえながら、専門調査会等で議論をさらに進めていきたいと考えています。

【厚生労働省からのコメント】

我が国が講じた米国産牛肉の輸入禁止措置については、日米の担当府省間の協議において現在まで輸出再開の具体的な条件に関する議論には至っていません。

今後、米国政府から受け入れ可能な対策が示された場合には、米国産牛肉に関するリスク評価について、食品安全委員会等専門家の意見を求めるとともに、国民の理解を得ながら、米国政府との協議を進めてまいります。

【農林水産省からのコメント】

米国との数次にわたる協議の中で、日本向け牛肉については、
と畜場におけるBSE全頭検査
特定危険部位の除去

が基本であり、消費者からの要請も受けていることを米国側に丁寧に説明してきました。米国産牛肉の輸入再開については、食の安全・安心の確保を前提として、米国側と十分に協議していきたいと考えています。

国内10頭目のBSEについて

2月22日(日)の朝刊を見て、大変不安になりました。そこには、BSEの記事が大きく出ていたからです。しかし、内容を読んでいくうちに、厚生労働省、農林水産省が詳しく調べたことが報告されており安心しました。これからも食品安全のため食品業界への指導、情報公開や原因究明などをお願いします。

(愛知県 女性)

【農林水産省からのコメント】

国内でBSEに感染した牛が発見されることは、国内におけるBSEの全頭検査体制が機能していることの表れであります。また、食肉等当該牛に由来するものは市場に出回らないよう措置されているので、消費者の皆様には冷静に受け止めていただきたいと思います。

10例目の陽性牛は平成8年3月生まれであり、1例目から7例目までの国内で発生した牛の出生時期と重なることも踏まえつつ、感染源・感染経路の究明に全力で取り組んでいきたいと考えております。

最近のスーパーのマシュマロ事情について

最近、スーパーでのマシュマロの需要が大きく、欠品状態が続いているところもあるほどです。主原料であるゼラチンの安全性を今一度、確認したいと思えます。

(愛知県 女性)

【食品安全委員会からのコメント】

ゼラチンは、主に牛の骨や皮などを原料にして製造されます。これらのゼラチンや原料については、これまでの実験から、骨や皮そのものにBSEの感染性は認められていないことに加え、

我が国では、特定部位（頭部、せき髄、回腸遠位部）の使用の禁止及び交差汚染の防止など、原料に特定部位が含まれないよう対策が講じられていること

BSE発生国からのゼラチンやその原料の輸入禁止等の措置が講じられていること

などによって、安全性が確保されています。さらに、

せき柱（いわゆる背骨）に含まれる背根神経節に、せき髄と同程度のリスクがあるため、平成16年2月16日から、BSE発生国のせき柱（尾椎等を除く）の使用が禁止され、ゼラチンの原料としても利用できなくなる

ことによって、安全性が一層確保されることとなります。

なお、厚生労働省が行った平成15年8月の実態調査によれば、牛骨ゼラチンに国産のせき柱を使用する実態はないとの結果が得られています。

【厚生労働省からのコメント】

平成13年2月15日以降、牛肉、牛臓器及びこれらを原材料とする食肉製品等（ゼラチンを含む）について、BSE発生国からの輸入を禁止しています。また、BSE発生国又は発生地域において飼養された牛のせき柱を食品、添加物等の原材料として使うことを禁止することを内容とする規格基準の改正を平成16年1月16日に告示し、2月16日に施行しました。

牛丼の販売について

米国より牛肉が入ってこなくなり、大手チェーン店は販売停止せざるを得ない状況になった。しかし通信販売ではされています。輸入禁止以前に入っているものに関しては安全なのでしょうか。

（兵庫県 女性）

【厚生労働省からのコメント】

既に輸入され、国内に流通している米国産の牛肉及び加工品については、国内で1頭目のBSE感染牛が発見されたときと同様、特定部位が混入している又はそのおそれがあるものの回収の指示を輸入業者に対し行っていますが、牛肉自体には異常プリオン蛋白は含まれないことから、回収等の措置を求めないこととしています。

4. 鳥インフルエンザ関係

鳥インフルエンザに関して

鳥インフルエンザ発生から順次報じられる新聞記事を読んで、科学性に欠ける記事や、不安を拡大させる様なものがあるように感じる。消費者をパニックにしないためにも誰にも理解できる科学的な説明のある情報を望む。

(福岡県 女性)

日本食肉消費総合センターの広告について

鳥インフルエンザウイルスは加熱で死滅、胃液で消滅するので、ウイルスが存在する鶏肉を食しても安全とあり、感染は生きた鳥との接触によるのみとあります。しかし、インフルエンザウイルスなのですから、ウイルス存在鶏肉との接触に危険はないのでしょうか。

(石川県 女性)

鳥インフルエンザによる鶏肉の輸入停止について

タイ、中国での鳥インフルエンザ流行のため輸入停止になっているが、日本でも発生している。国産は安心という裏付けがあるのでしょうか。

(兵庫県 女性)

安全なはずの鳥をなぜ

鳥インフルエンザとみられる死亡例が出てから、鶏肉を食べることによる感染はないとされているのに、鶏肉の輸入がどんどんストップされているのはなぜでしょうか。これでは、私たちの食生活から鶏肉も消えてしまいそうです。

(奈良県 女性)

鳥インフルエンザウイルスの抗原構造変異は長期的なサーベイランスで追跡を

鳥インフルエンザウイルス(H5N1型)は日本、中国、韓国、ベトナムなど東南アジアで発生し、現在輸入禁止中であるが、すでに十数例の死亡例が報告されている。このウイルスの突然変異が危惧されており、国際的感染症対策として流行監視体制を強化されたい。

(岐阜県 男性)

鳥インフルエンザの安全性に関する法的整備について

鳥インフルエンザウイルスの、食品における影響とその安全性を確保するため処置方法を早急に政令等で明確にし、鳥インフルエンザ発生によるこれ以上の混乱を避けるべきではないかと考える。

(栃木県 男性)

鳥インフルエンザ「人から人へ」疑い本格調査へ

「人から人への感染の可能性はある」と世界保健機関(WHO)が公表した問題でWHOは本格的な疫学調査に着手しました。仮に人から人へうつったとしても、猛威を振るう新型である恐れは現時点では少ないようです。

(秋田県 女性)

【食品安全委員会からのコメント】

食肉処理や鶏卵の選別の段階で、通常、殺菌剤で洗浄を行うなどウイルスの付着を防ぐ安全のための措置が講じられています。万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスが付いていたとしても、現在のところ、以下の理由から、鶏肉や鶏卵

を食べることによってヒトが感染することは考えられません。

このウイルスは酸に弱く、胃酸で死滅すると考えられています。

ウイルスが細胞に入り込むためには鍵と鍵穴の関係にある受容体の存在が必要ですが、ヒトの受容体（鍵穴）はトリのものとは異なっていることも感染を難しくします。

ウイルスは、通常の調理温度で容易に死滅します。加熱をすれば、さらに安全です。

実際に、鳥インフルエンザが、これまでに、鶏肉や鶏卵を食べることによって、ヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。

【厚生労働省からのコメント】

高病原性鳥インフルエンザについては、これまで、諸外国において、生きた鶏とヒトが密接に接触したことによるヒトへの感染事例はまれに確認されていますが、鶏卵や鶏肉を食べることによって、ヒトが感染をした事例の報告はなされていません。したがって、これらの食品からの感染は生じないものと考えられています。

なお、インフルエンザを含む国際的な対策が必要な感染症については、日本の国立感染症研究所もWHOの国際感染症ネットワークに参加し、情報収集や関係機関との密接な協力・連携を図っているところです。

【農林水産省からのコメント】

高病原性鳥インフルエンザの発生国から輸入される鶏肉は、本病のウイルスに汚染されているおそれがあります。食品としての鶏肉の摂取により、この疾病が人に感染したという報告はありませんが、汚染された鶏肉を介して、我が国の鶏が高病原性鳥インフルエンザに感染するおそれがあります。

このため、家畜の伝染性疾病の我が国への侵入を防止することを目的として家畜伝染病予防法によって、本病の発生国からの鶏肉の輸入を停止しています。

一方、国内での発生に当たっては、鳥インフルエンザの防疫マニュアルに即して、防疫措置を迅速かつ的確に実施しているところでありますが、京都府での発生に関しては、発生農場からの通報が行われず、大量死亡後も生きた鶏を出荷したため、出荷先でも感染が確認されるといった問題が生じました。

こうしたことを踏まえて、家畜伝染病予防法に基づき、養鶏農家に対して週1回死亡羽数等の状況の報告を求めることなど、通報体制の確立に努めているところです。

また、防疫マニュアルについては、これまでの3例の経験を踏まえ、専門家の意見を聞いた上、その見直しを進めてきましたが、3月10日付けで、一部改定を行いました。

さらに、家畜伝染病予防法については、

移動制限命令に協力した養鶏業者に対する助成措置の制度化

通報義務違反に関するペナルティの強化

を図る観点から、本法律の改正案を今国会に提出すべく、検討を進めています。

5. 輸入食品関係

「食品の安全基準の国際的な統一を」について

食品の輸入にたよらなければならない日本において、安全な食品を手に入れるためには、安全の基準を国際的なレベルで統一することが望ましい。

(徳島県 女性)

【厚生労働省からのコメント】

世界貿易機関(WTO)の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」においては、WTO加盟国は衛生植物検疫措置を調和させるため、科学的に正当な理由がある場合等を除き、自国の措置を国際的な基準に基づいてとることが規定されています。

我が国で食品の安全確保のために食品衛生法に基づく規格基準を設定する場合には、WTO加盟国の一員としてこのSPS協定に従いつつ、我が国の食品摂取の実態等を踏まえ、科学的知見に基づいて設定しています。具体的には、国内外の科学的知見やFAO/WHO合同食品規格委員会(コーデックス委員会)の作成する国際基準等の情報を収集し、我が国の食品摂取の状況を勘案した上で、食品安全委員会や薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、公衆衛生の見地から規格基準を定めております。また、規格基準の策定の際には、その内容を公表して広く国民の意見を求めると同時に、WTO協定に基づく通報の手続を行っております。

6. 食品衛生管理関係

最近の食品安全の問題

牛のBSE、鳥ウィルスが問題になっています。1度に多数の個体を迅速に判定しうる測定法を、早急に発明し、検査済みのものは安全マークを表示すべきであると思います。なお、貴重な食品を無駄なく利用すべきであると思います。

(東京都 男性)

【厚生労働省からのコメント】

厚生労働省が実施する厚生労働科学研究事業において、BSE診断法について検討がされています。また、鳥インフルエンザに対しては、食鳥処理場に搬入された鶏に、高率の死亡や呼吸器症状など鳥インフルエンザに感染していることが疑われる症状が確認された場合には、食鳥検査において簡易検査キットを用いてスクリーニング検査を実施するなど鳥インフルエンザの検査体制についても強化したところです。

ノロウイルスによる食中毒発生の研究と防止体制の強化を望む

ノロウイルスによる食中毒や集団感染が増加しています。北海道でも、集団感染者数が昨年の1.7倍となっており、今年になってからも、昨年と同地域同時期の発生が見られます。迅速な対応強化が望まれます。

(北海道 女性)

生かきの衛生確保対策について

「生かき」の生食または加熱不十分な摂食が原因と思われる食中毒が発生していることを憂慮し、「生かき」の衛生上の品質を確保するため、規格基準等の見直しを視野に入れた検討を要望する。

(新潟県 男性)

【厚生労働省からのコメント】

ノロウイルスによる食中毒や集団感染事例については、報告事例は年々増加しており、事故への対策が重要となっています。

しかし、ノロウイルスについては、遺伝子型が多数存在し、培養系も確立していないこと等から食中毒の原因究明や感染経路の特定が困難となることが多いなどの問題点も残されています。

厚生労働省では、これまでノロウイルス食中毒対策に資するため、厚生労働科学研究費補助金による研究事業において、食品やカキの養殖海域等における汚染実態調査、食品等からの高感度検出法の確立等を実施してきたところです。

今後も引き続き、調査研究を行い、リスク管理の方法について検討するとともに、研究結果等についても広く情報提供することとしています。

調理師養成課程での「微生物学」教育の強化

平成15年11月、長崎市を訪れた修学旅行生ら790人がノロウイルスによる食中毒に罹患した。調理従事者の非常識が原因となっているので、これを機に調理師養成課程での「微生物学」教育の強化を要望する。

(長崎県 男性)

【厚生労働省からのコメント】

調理師養成課程においては、微生物に関しても「食品衛生学」として履修されているところですが、引き続き食品衛生の確保を図る観点から必要な知識の習得がなされるようにしてまいりたいと考えています。

店舗サービス「安全でおいしい水」の安全性

スーパー等で「安全でおいしい水」と称し、専用ボトルを購入しての無料サービスがある。水質検査は行われているのか。また、塩素を除去し、ポリタンクで常温保存しては安全と言えないのではないのでしょうか。

(群馬県 女性)

【厚生労働省からのコメント】

水の自動販売機（機内において原水にろ過、電気分解等の処理をし、直接飲用に供する水として、購入者が持参した容器等に量り売り（販売以外の授与を含む。）を行う自動販売機をいう。以下同じ。）に関しては、食品衛生法により、機械装置の構造及び機能、調理方法、提供される水等について基準が定められているほか、厚生労働省において、販売される水に係る衛生上の危害の発生を防止する観点から、食品衛生法の適用に関する留意事項及び指導事項等を示した衛生管理要領を策定し、これらに基づいて各都道府県等の食品衛生監視員による監視指導が行われています。

水の自動販売機に関する取扱いで、食品衛生上の問題があると思われる事例があった場合には、最寄りの保健所に御相談ください。

試食販売のあり方について

スーパーでの試食販売について、いくつかの問題点を見出した。食品安全の行政が、介入できるのか不明な点はあるが、改善されるべきことである。また、些細なことでも消費者の意見が聞いてもらえる窓口が必要と考える。

(富山県 女性)

【厚生労働省からのコメント】

販売店等における食品の取扱いで、食品衛生上の問題があると思われる事例があった場合には、最寄りの保健所に御相談ください。

食肉加工の衛生管理について

ウィンナソーセージから豚毛が混入していた。金属などの混入の恐れもある。豚肉解体の衛生管理を重視すべきだ。

(滋賀県 女性)

【厚生労働省からのコメント】

食肉を処理する際に、取り除けなかった豚毛が残存していたものと思われます。食肉製品製造施設の中には総合衛生管理製造過程の取得などH A C C Pによる衛生管理の導入などを通じて対策を講じているところもありますが、今後の指導等の参考となりますように、お近くの保健所等に詳細な情報の提供をお願いします。

7. 食品表示関係

アレルギー食品の表示義務拡大を

アレルギー患者の摂取食品調査から、アナフィラキシーなどの重症アレルギー発症の4割が、義務表示外原料で引き起こされている現状を踏まえ、表示義務対象食品の拡大を求めます。

(北海道 女性)

加工食品の全材料名の開示について

食品アレルギーのある子供が増えていることから、材料の全品目開示をお願いしたい。ICチップでもインターネットでもその商品に印刷しなくても情報は盛り込めると思っています。

(茨城県 女性)

【厚生労働省からのコメント】

アレルギー物質を含む食品の表示については、2月25日に行われました「食品の表示に関する共同会議」において議論を開始したところです。

厚生労働省としてはこの共同会議の議論を踏まえ、アレルギー表示のあり方について必要な見直しを行ってまいりたいと考えています。

外食産業での使用食肉及び加工品使用食肉の原産国地表示について

外食産業での使用食肉及び加工品使用食肉の原産国表示をしてほしい。

(北海道 女性)

【農林水産省からのコメント】

外食産業における表示については、現在、一部事業者において、使用食肉の原産国表示をメニューに記載する等の任意の取組が見られます。

また、業界団体((社)日本フードサービス協会)においても、消費者の要望に応えるべく、企業が、自主的に使用食肉の原産国表示をメニューに記載する場合のガイドラインにつき検討を進めていると承知しています。農林水産省としても、このような取組は、消費者への情報提供を充実する観点から望ましいものと考えており、優良事例の紹介などを通じてそのような動きを促進してまいりたいと考えています。

また、厚生労働省と共同で開催している食品の表示に関する共同会議では、加工食品の原料原産地表示について、現在議論されていますが、食肉加工品の原料原産地についても、単に味付けをした肉や合挽肉のような加工の程度が低い食品に対して表示を義務づける方向で検討されているところです。

鶏卵について

未だにスーパーごとに管理法が異なるし、メーカーごとに表示法も異なる。表示法や管理法に明確な規定、そして統一性が早く確立されることを強く望んでいる。

(新潟県 女性)

卵の生産地について

最近のニュースの鳥インフルエンザに関し、卵の生産地について疑問を持ちました。しかし現在、スーパーマーケットで売られている卵のパックには、生産地の記載がなく、義務もないのは、納得がいかない。

(神奈川県 女性)

卵の賞味期限(品質保持期限)について

卵の賞味期限は食品衛生法で表示することだけが義務づけられているのであって、実際に賞味期限設定の目安は各事業者まかせになっている。卵の生産・流通の状況を考え、安全な管理体制の整備が急務である。

(兵庫県 女性)

【厚生労働省・農林水産省からのコメント】

食品の賞味期限等の設定については、卵に限らず全ての食品に関して、事業者が責任をもって個々の食品毎に微生物試験や理化学試験及び官能検査の結果等に基づき、科学的・合理的に行うこと、が定められています。

しかし、事業者が賞味期限を適切に表示するためには、何らかの指針があった方がよいのではないかとこの意見もあることから、厚生労働省と農林水産省の共同で、食品衛生学、化学、微生物学の専門家と食品の賞味期限等の設定に経験を有する業界関係者からなる検討班を組織したところであり、今後、食品全般に共通の客観的統一的な期限表示の設定方法について検討し、16年度末を目途に指針案を策定したいと考えています。

養鶏場の抜き打ち検査の必要性について

牛肉偽装の問題、養卵業者の採卵日の偽装問題などを見ると今明るみに出ているのは冰山の一角かと思えます。そこで抜き打ちの養鶏業者の検査をお願いしたい。

(茨城県 女性)

【厚生労働省からのコメント】

京都府内の鶏卵出荷業者が採卵後6ヶ月を経過した殻付卵を生食用として、出荷の約9日後を賞味期限表示して販売した件について、京都府において調査したところ、賞味期限の設定に根拠がないことが判明したため、食品衛生法第11条第2項違反により営業停止処分が課されました。本事例については、業者が行うこととされている賞味期限の設定が科学的、合理的根拠なく行われた結果、期限表示についての消費者の信頼を著しく損ない、社会的に問題となったことは御承知のとおりです。

そこで、厚生労働省としては、今回の事例を踏まえ、関係団体に対し、業界において策定された卵の賞味期限の設定に関するガイドラインを再度周知するとともに、ガイドラインに基づかない方法により賞味期限を設定する会員に対しては

科学的、合理的根拠に基づき設定を行うこと等適切な賞味期限表示の実施及び採卵から出荷までの衛生管理の徹底等について周知徹底するようお願いしています。また、都道府県等に対しては、鶏卵出荷業者等への立入検査等を通じて、適切な賞味期限表示の実施及び採卵から出荷までの衛生管理の徹底等について指導するよう通知したところです。

小規模小売店の食品安全表示の徹底について

小規模経営の小売業者について食品表示義務違反が多いように思われます。経済的負担のためできないのであれば公的支援も必要であり、同時に啓発、指導あるいは厳しい対処も必要。大手との格差を小さくしなければならない。

(愛知県 女性)

【厚生労働省・農林水産省からのコメント】

食品衛生法の表示基準に違反する食品の流通を防止するため、都道府県等の保健所に配置された食品衛生監視員が、一斉取締りや通常時の監視の一環として食品表示に関する監視を実施するほか、アレルギー表示やいわゆる健康食品の表示など事案に応じた監視指導の強化を実施しているところです。

また、JAS法の表示基準に従った適正な食品表示を実現するため、農林水産省においては、食品表示制度についてのパンフレットの作成・配付や啓発セミナーの開催などを通じて食品製造業者や小売業者などに普及・啓発を図るほか、地方農政局等に食品表示の監視を行う職員を約2,000名配置し、表示について日常的な監視指導を行うとともに、消費者の方々の協力を得た食品表示110番(全国65箇所)や食品表示ウォッチャー(平成15年度約3,800人)により不正な食品表示の適正化を図っているところです。

このように、適正な食品表示を実現するため厚生労働省及び農林水産省において、食品表示についての監視を強化しつつ、互いに連携を図っていきたいと考えています。

食の安全・安心マークがもっとほしい

「食の安全」に努力している良心的な生産者を支え、育てていくためにも有機JASマークよりもう少し簡単に取れる認証マークがほしい。JASマークの大幅見直しにそれを期待してもいいのでしょうか？

(東京都 女性)

【農林水産省からのコメント】

農林水産省では、有機JAS規格の他に、消費者の安全・安心に対するニーズにこたえるJAS規格として、生産者や販売業者などが、栽培に用いられた肥料・農薬などの生産情報を適切に記録・保管・公表していることを第三者機関が認証する「生産情報公表農産物」のJAS規格の制定に向けて検討を行っています。

また、JAS制度とは異なりますが、化学合成農薬と化学肥料を5割以上削減して栽培された農産物に対する、生産や表示の基準である「特別栽培農産物に係

る表示ガイドライン」が定められており、化学合成資材の削減割合や使用状況等の情報が表示されています。

さらに、昨年10月からJAS制度のあり方検討会を開催し、食の安全・安心等、社会的なニーズに十分かつ的確に答えていくためのJAS規格・JASマークのあり方などについて検討を行っています。

なお、これらの検討は公開の場で行われており、資料や議事概要も農林水産省のホームページにて公開しておりますので、ご覧いただければ幸いです。

8 . 容器・包装関係

容器包装の安全性について

厚生労働省のホームページに掲載されている「蛍光物質を使用した器具又は容器包装の検査法について」を読んで不思議に思いました。溶出試験で「弱い蛍光が確認された場合」、紙に紙メーカーの意思で蛍光増白剤を使っていた場合は違反で、再生紙などキャリーオーバーの場合は違反でないと解釈できる報告がされていたからです。

しかし、消費者側からすると、「行為」が問題ではなく、「結果」が問題だと思います。同じ結果であれば、同じ対応になるのではないのでしょうか？

(兵庫県 男性)

【厚生労働省からのコメント】

食品用途の器具及び容器包装については、食品衛生法に基づき規格基準を定めており、その中で、「着色料が溶出又は浸出して食品に混和するおそれのない」場合を除き、「製造に際し、化学的合成品たる着色料を使用する場合は、食品衛生法で定められた着色料以外の着色料を使用してはならない」とことと、「食品衛生法で定められる着色料以外の着色料を含むものであってはならない」ことが規定されています。

紙製の容器に用いる蛍光染料は着色料に該当しますので、このような蛍光染料が製造で用いられる場合も、器具容器包装に含まれる場合も食品衛生法の違反となります。

なお、御指摘の通知は、「蛍光が明確に判定しにくい場合」であっても、それをもって可とすることなく、事業者等への確認を求めるものです。

9. その他

ホルマリン使用ふぐのこと

ふぐ養殖にホルマリンが使われていることに驚きました。薬物が残留しないからと食料とされていることに2度ビックリ。科学性をもって、安全な食品を供給して欲しい。
(福岡県 女性)

【厚生労働省からのコメント】

平成15年10月及び12月に同趣旨の御意見に対して回答しているところですが、平成9年に厚生労働省において、天然トラフグとホルマリン(ホルムアルデヒドを36.5～37.5%含有する水溶液)を使用した養殖トラフグの可食部のホルムアルデヒド濃度の調査を実施したところ、その濃度には差がなく、ともに安全性に問題のないレベルであったことを確認しています。このことから、エラの寄生虫の駆除の目的でホルマリンを使用した養殖トラフグについては、その安全性について食品衛生上の問題は生じないと考えております。

【農林水産省からのコメント】

トラフグ養殖におけるホルマリンの使用に関しては、漁場環境を悪化させているとする真珠養殖業界や生產品である魚の安全性に懸念があるとする消費者側の批判を踏まえ、養殖業界の全国団体である全国かん水養魚協会が平成8年にホルマリンの使用禁止の決定を決議し、長崎を含む全国トラフグ養殖でホルマリンを使用しないよう業界をあげて取り組んでいるほか、熊本県、長崎県及び香川県においては、漁業法に基づく漁業調整委員会指示、愛媛県においては、県条例でホルマリンの使用を禁止しています。

また、昨年7月に施行された薬事法改正により、ホルマリンを含め未承認の水産用医薬品の使用が禁止され、これを使用した者に対しては、罰則(懲役3年以下又は罰金200万円以下)が課されることとなっており、薬事法に基づく水産用医薬品の適正使用に関する指導を適切に行っていく所存です。

なお、昨年9月下旬以降、改正薬事法の施行以前の長崎県のホルマリン使用トラフグが一部出荷されましたが、その際、県等の責任において、出荷前のホルマリン残留検査、使用履歴書の添付、個体識別のためのヒレカット等の措置が実施され、県による確認が行われた上で出荷していると承知しています。

農林水産省としては、長崎県のホルマリン使用トラフグについては、消費者の安心と信頼を損なわないよう、上記の措置の実施に万全を期すとともに、生産、流通段階の関係者が、自覚を持って適切な情報伝達等の措置を確実に実施していくことが必要であると考えているところです。

子どもの時から「食の安全」を学ぶ機会の必要について

食品の安全を揺るがす問題が次々と発生している中で、小・中学生の時から、その問題に関心を持たせ、さらに食品の安全な選択方法等をしっかりと学ばせていく機会が必要であると思います。

(北海道 女性)

若い女性への食情報不足について

サプリメントの氾濫、ダイエットの流行、野菜や魚離れが目立つ昨今、次代を担うベビーを妊娠する女性に、妊娠する前の食事の注意情報が流れていない。小、中、高校のどこでも、食情報をしっかり伝えてほしい。

(群馬県 女性)

“栄養教諭”制度創設に対する疑問

“栄養教諭”制度創設は「家庭科」の内容充実と家庭科教諭のレベルUPで十分に食育指導は可能と考える。早急に教育したい指導者養成と施策を文部科学省は再考すべきと思う。

(福岡県 女性)

食生活の重要性のPRを

1人暮らしが多い昨今、食事にかなり配慮する人でないと不健康な食生活から病気になってしまうのでは。病気は治療より予防が大切ゆえ惣菜販売店等に食育関連のパネル等を掲示してもらい、食生活の重要性のPRを。

(東京都 女性)

【文部科学省からのコメント】

近年の食生活を取り巻く社会環境の変化や生活習慣の多様化等に伴い、現在の子どもたちの食生活において朝食欠食や孤食、偏った栄養摂取等の問題が生じており、子どもたちに望ましい食習慣を身に付けさせることが重要となっています。また、食に関しては、食品の安全性、環境問題、食文化など、多様な内容が関連しており、学校においては、従来から学校給食の時間や関連教科等において食に関する指導に取り組んでいます。

文部科学省では、平成16年度に食生活学習教材の配布、教職員に対する啓発パンフレットの作成・配布、地場産物を活用した学校給食事例集の作成・配布、学校、家庭、地域が連携した食育推進モデル事業などを通じて食に関する指導の一層の充実を図ることとしています。

さらに、本年1月には、中央教育審議会において、食に関する専門性と教育に関する資質を併せ持つ栄養教諭制度の創設を柱とする「食に関する指導体制の整備について」(答申)がとりまとめられました。この答申を受けて、文部科学省としては今国会に関係法律の改正案を提出したところです。栄養教諭には栄養に関する高い専門性を背景として、日々の学校給食を教材として活用することなども通じて、関係教職員と連携しながら食に関する指導に当たっていくとともに、家庭や地域社会との連携調整役を担っていくことが期待されています。

【農林水産省からのコメント】

心身の健康に重要な食生活の大切さを教える「食育」を積極的に推進していくことは、健全な心と身体を培うとともに、豊かな人間性をはぐくむ上でも極めて重要です。このため、農林水産省では関係府省等とも連携しつつ、食育に積極的に取り組むこととしています。

具体的には、全国段階における食育の推進母体として「食を考える国民会議」の充実・強化、毎年1月の「食を考える月間」における「食を考える国民フォーラム」等様々な催しの集中的な開催等を推進するとともに、地域段階においては、食に関する各分野について知見を有する全国約3万人の食育推進ボランティアによる啓発活動への支援、学校給食や総合的な学習の時間を活用して、地域食材や食文化等に対する関心を持たせるための取組、地域食材を通じて消費者と生産者との情報交流を促す地産地消の推進等を進めています。

このような取組を通じて、平成12年3月に当時の文部省、厚生省、農林水産省で策定した「食生活指針」を中心とした食生活の見直しや、食の安全・安心などについての普及・定着を図っていくこととしています。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

食品の安心・安全を求めて行政に望むこと

食品の安心・安全を求められるにあたり、行政に望むことは、農業自給率の向上のための助成。輸入野菜の安全性の徹底管理。賢い消費者作りのための地域教育、学校教育、などである。

(鳥取県 女性)

「輸入食品安全監視機構」の設立と機能化について

相次ぐ畜産物の汚染と輸入との関係、わが国の食生活の安全性の問題等から、独立した権限と機能をもった「輸入食品安全監視機構」を設立し、問題が起こる前に“食の安全”を守るシステムの実現を待望します。

(東京都 男性)

北米、欧州産養殖サケの有害物質濃度の早期調査を望む

北米、欧州産の養殖サケに、ダイオキシンをはじめとする有害物質が高濃度で含まれることがわかったという米大学研究グループの発表に対し、日本の迅速な対応を期待します。

(北海道 女性)

食品事業主の優良判断をするためわかりやすい形で表示してほしい

食品衛生法改正により設けた規定を事業主が満たしているか判断するための(消費者)わかりやすい表現をしてほしい。ある程度の基準を作り自主管理等努力している優良制度をつくり、さらなる向上を促進してみては。

(愛知県 女性)

食料の安全保障

牛肉などの輸入禁止措置が国民生活に様々な影響を及ぼしている状況下で、国内食料供給率の向上、地産地消、食品の流通、消費段階における廃棄や食べ残し問題、フードマイレージなど広く国民に周知、啓蒙を行うこと。

(東京都 男性)

食品の自給率について

今、日本で食品パニックが起こっている原因は日本の食品自給率にあると思います。自国自消ができていればここまでのパニックにならなかったと思うし、国民に不安を与えずこれたのではないかと私は考えます。

(愛知県 女性)

安全対策としての国内生産振興の必要について

コイヘルペス、鳥ウイルス、BSEなど海外での発生が自給率の低い日本では他国の事件でも大きな問題となります。病原菌の移入防止、食料安保の点からも、国内生産体制を維持する必要があると思います。

(神奈川県 男性)

食料自給率について

現在の日本の食料自給率の低さは深刻な問題であると思われます。将来にわたる「安全」を見越して、国には責任ある政策を実施してほしいものです。

(北海道 女性)

行政の食品安全対応について

いま、市民が不安に思っている事柄（食品添加物や残留農薬）は、行政が検査などに力を入れてやるべきことなのか。行政は考えることはせず、市民の不安に対応しているだけではないのだろうか。多くの人の健康に役立つことを分析し、そこに力を注ぐべきと考える。

（兵庫県 男性）

消費者の意識改革について

昨年12月から導入されたトレーサビリティ制度は、食の安全を考える上では朗報だと思う。それに伴い消費者は値段の安さや見た目の形や色のよさばかりにとらわれない目を持たなければならない。

（新潟県 女性）

製造者の責任追求について

食品の不正を発見するためにも、商品カルテを期限設定してみてもどうかと考えます。証明書や書類作成に振り回されないためにも、カルテに有効期限を設け、定期的に見直しをするのです。

（兵庫県 女性）

広域事件に県市合同立入り調査

石川県及び金沢市では、昨年発生した牛乳風味異常事件の問題で、広域事件について県市合同で立ち入り調査を実施することに決めた。合同立ち入り調査は将来に画期的なことである。事件の調査だけにとどまらず、監視計画の策定などについても共同作業を望みたい。

（石川県 男性）

魚の安全性の確保

養殖魚、天然魚における消費者の不安を取り除く策を考えていくべき。生産者（漁業従事者）を守り、消費者の魚離れの食生活を防ぐよう国も援助していくべきである。

（愛媛県 女性）

鳥インフルエンザとBSEが県内に与えた影響

鳥インフルエンザとBSE問題の影響として、山形のスーパーでは、鶏肉、牛肉は、ジワリと敬遠気味であるという結果が出た。

（山形県 女性）

給食に使用されている食材について

私の子供たちの通う小・中学校では今年の4月より民間委託の給食が始まっています。今、BSEや鳥インフルエンザが問題になっているが、民間であっても行政が給食の食材を見張ることができないでしょうか。

（山形県 女性）

サプリメント等における表示の問題点

近年多くの人を手軽にサプリメントを摂取している。入手も簡単だが、重要な注意事項や危険情報の記載は小さく成分分析表の表示方法もまちまちで、全ての人にわかりやすいとは言えない。誰が見てもわかる表示を求める。

（北海道 女性）